

令和8年3月23日



裾野市マスコットキャラクター

## 市議会2月定例会 追加議案（その2）を提出

市議会2月定例会に下記議案を追加提出します。

### 記

| 議案番号   | 件名  |
|--------|---|
| 第41号議案 | 副市長の選任について  |
| 第42号議案 | 裾野市固定資産評価員の選任について   |
| 第43号議案 | 監査委員の選任について   |
| 第44号議案 | 裾野市学習、集会等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて                        |
| 第45号議案 | 裾野市介護保険条例の一部を改正することについて   |
| 第46号議案 | 裾野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて                                  |
| 第47号議案 | 建設工事請負契約の締結について(令和7～9年度 都市構造再編集中支援事業 市道1264号線橋梁上部工新設工事(富士見橋北橋)) |

担当

裾野市 総務部 総務課  
電話 055-995-1807  
担当課長： 原  
担当者： 志田

公開用

# 令和8年裾野市議会2月定例会 議案書（その2）概要書

個人情報などの公開に適さない情報は、  
記載していません。



## 副市長の選任について

総務部人事課

## 1 概要

副市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 6 2 条の規定により、市長が、議会の同意を得て選任する。

## 2 選任する者の略歴

| 氏名、住所及び生年月日   | 主 な 略 歴   |
|---|---|
| 氏 名：赤 堀 健 之<br>住 所：静岡市<br>生年月日：昭和 4 0 年 1 2 月 1 6 日<br>あかほり たけし | 昭和 6 3 年 3 月 中央大学法学部 卒業                                     |
|   | 昭和 6 3 年 4 月 静岡県採用（事務吏員）<br>衛生部医務課                          |
|   | 平成 2 1 年 4 月 建設部管理局総務監付主幹                                   |
|   | 平成 2 2 年 4 月 交通基盤部管理局総務監付主幹兼総務班副班長                          |
|   | 平成 2 3 年 4 月 交通基盤部管理局総務監付総務班長                               |
|   | 平成 2 5 年 4 月 伊東市理事  |
|   | 平成 2 7 年 4 月 教育委員会事務局教育総務課参事兼課長補佐兼班長                        |
|   | 平成 2 8 年 4 月 教育委員会事務局高校教育課参事兼課長補佐兼班長                        |
|   | 平成 2 9 年 4 月 教育委員会事務局教育政策課長<br>（地域外交局地域外交課参事）               |
|   | 平成 3 1 年 4 月 教育部高校教育課長                                      |
|   | 令和 2 年 4 月 健康福祉部政策管理局長                                      |
|   | 令和 4 年 4 月 健康福祉部健康局長  |
|   | 令和 5 年 4 月 健康福祉部理事<br>（がんセンター局県立静岡がんセンター事務局理事）<br>（危機管理部理事） |
|   | 令和 6 年 4 月 健康福祉部部長代理兼デジタル推進官                                |
|   | 令和 7 年 4 月 こども若者政策部長  |
| 現 在   |   |

## 3 任期

4 年（令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで）

## 裾野市固定資産評価員の選任について

総務部税務課

## 1 概要

固定資産評価員は、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、市長が、議会の同意を得て選任する。

## 2 選任する者の略歴

| 氏名、住所及び生年月日                                       | 主な略歴  |
|---|---|
| 氏名：赤堀健之<br>住所：静岡市<br>生年月日：昭和40年12月16日<br>あかほり たけし | 昭和63年 3月 中央大学法学部 卒業                                       |
|   | 昭和63年 4月 静岡県採用（事務吏員）<br>衛生部医務課                            |
|   | 平成21年 4月 建設部管理局総務監付主幹                                     |
|   | 平成22年 4月 交通基盤部管理局総務監付主幹兼総務班副班長                            |
|   | 平成23年 4月 交通基盤部管理局総務監付総務班長                                 |
|   | 平成25年 4月 伊東市理事  |
|   | 平成27年 4月 教育委員会事務局教育総務課参事兼課長補佐兼班長                          |
|   | 平成28年 4月 教育委員会事務局高校教育課参事兼課長補佐兼班長                          |
|   | 平成29年 4月 教育委員会事務局教育政策課長<br>（地域外交局地域外交課参事）                 |
|   | 平成31年 4月 教育部高校教育課長  |
|   | 令和 2年 4月 健康福祉部政策管理局長                                      |
|   | 令和 4年 4月 健康福祉部健康局長  |
|   | 令和 5年 4月 健康福祉部理事<br>（がんセンター局県立静岡がんセンター事務局理事）<br>（危機管理部理事） |
|   | 令和 6年 4月 健康福祉部部長代理兼デジタル推進官                                |
|   | 令和 7年 4月 こども若者政策部長  |
| 現 在   |   |

## 監査委員の選任について

総務部人事課

## 1 概要

監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、市長が、議会の同意を得て選任する。

## 2 選任する者の略歴

| 氏名、住所及び生年月日                                      | 主 な 略 歴 |
|--|---------|
| わたなべ たかし<br>氏 名：渡 邊 隆 司<br><br>住 所：<br><br>生年月日： |         |

## 3 任期

4年(令和8年6月10日から令和12年6月9日まで)

## 裾野市学習、集会等供用施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正することについて

市長戦略部渉外課

### 1 改正の理由

令和 7 年度国庫補助事業において、裾野市学習、集会等供用施設として石脇区集会所を整備するため、本条例の一部を改正するもの。

### 2 改正の内容

別表に次の施設を追加する。

| 名称     | 位置              |
|--------|-----------------|
| 石脇区集会所 | 裾野市石脇 252 番地の 2 |

### 3 施行期日

令和 8 年 3 月 2 8 日

### 4 予算措置

なし

## 裾野市介護保険条例の一部を改正することについて

健康福祉部介護保険課

### 1 改正の理由

介護保険の第1号被保険者の保険料は、住民税の有無や合計所得金額等に基づき段階別の保険料となっている。

#### (1) 税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直し

令和7年度税制改正により給与所得控除の拡充がされ、これに伴い一部被保険者において収入に変化がなくとも合計所得金額の減少のため、保険料段階に移動が生じ、市の保険料収入が減少する可能性がある。国の試算では保険料収入の1%（本市にあてはめると約1,000万円）が不足するとされている。

この影響を受けないように給与収入が55万1千円以上190万円未満の者については、合計所得金額及び住民税の課税・非課税段階の判定の際に、令和7年度の基準に基づいて算定されるように介護保険法施行令が改正された。

#### (2) 特例減免

一方、税制改正を見込み、非課税枠内での就労調整を行った者については、税制改正の趣旨に反するため、特例で減免を実施することとなった。

### 2 条例（改正）の内容（事業の内容）

令和7年度及び8年度において住民税が非課税であるもののうち、1（1）の令和7年度の基準に基づいて算定された結果により令和8年度の住民税が課税とみなされたものについては、住民税が非課税であるとして介護保険料を算定する。

なお、この減免は職権で行い、申請は不要とする。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

### 4 予算措置

なし

## 裾野市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

環境市民部危機管理課

### 1 改正の背景（理由）

令和7年12月の給与法一部改正による俸給月額の設定及び一昨年に成立した一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）により改定された扶養手当の規定に係る経過措置が令和8年3月31日に終了することを受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第10号）が令和8年2月6日に公布、令和8年4月1日から施行される。

これにより、非常勤消防団員等に対する損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改正が行われるため、当市の条例においても所要の改正を行う。

### 2 改正の内容（事業の内容）

#### ① 第5条第2項第1号及び別表（第5条関係）補償基礎額表

| 階級                      | 勤務年数                |                     |                     |
|-------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
|                         | 10年未満               | 10年以上20年未満          | 20年以上               |
| 団長及び副団長                 | 円<br>13,340(12,900) | 円<br>14,170(13,700) | 円<br>15,000(14,500) |
| 分団長及び副分団長(本部長・本部部長を含む。) | 11,670(11,300)      | 12,500(12,100)      | 13,340(12,900)      |
| 部長・班長及び団員               | 10,000(9,700)       | 10,840(10,500)      | 11,670(11,300)      |

※()内は現行の基礎額

#### ② 第5条第2項第2号

消防従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げる。

#### ③ 第5条第3項

| 令第2条第3項における号 |         | 第1号  | 第2号     | 第3号     | 第4号           | 第5号      | 第6号     |
|--------------|---------|------|---------|---------|---------------|----------|---------|
| 区分           |         | 配偶者  | 22歳までの子 | 22歳までの孫 | 60歳以上の父母及び祖父母 | 22歳までの弟妹 | 重度心身障害者 |
| 令和7年度        | 加算額(日額) | 100円 | 383円    | 217円    |               |          |         |
| 令和8年度        | 加算額(日額) | 廃止   | 433円    | 217円    |               |          |         |

配偶者については現行100円を廃止、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については現行383円から433円に改正。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

### 4 予算措置

なし

## 建設工事請負契約の締結について

(令和 7～9 年度 都市構造再編集中支援事業  
市道 1264 号線橋梁上部工新設工事(富士見橋北橋))

建設部駅周辺整備課・総務部総務課

### 1 議案内容

- (1) 契約の目的 令和 7～9 年度 都市構造再編集中支援事業  
市道 1264 号線橋梁上部工新設工事(富士見橋北橋)
- (2) 契約の方法 総合評価一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 301,400,000 円  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額  
27,400,000 円
- (4) 契約の相手方 静岡県静岡市葵区本通 1 丁目 2 番 18 号  
高田機工株式会社 静岡営業所  
所長 渡邊 良和

### 2 工事概要

- (1) 工事場所 裾野市 岩波、御宿 地内
- (2) 工事概要
  - ・施工延長 (橋長) L = 51.5 m
  - ・鋼単純合成箱桁上部工 (製作・架設) N = 1 式
  - ・総鋼質量 W = 127.5 t
- (3) 工 期 令和 9 年 7 月 30 日まで

### 3 入札の経緯

|                 |  |
|-----------------|--|
| 令和 8 年 1 月 23 日 | 指名委員会にて入札に参加するものに必要な資格に関する事項について決定。契約の方法は総合評価一般競争入札とした。                  |
| 1 月 26 日        | 入札執行公告。  |
| 1 月 29 日        | 入札参加申請書の提出期限。  |
| 2 月 2 日         | 2 者の入札参加資格について審査。入札参加資格審査結果通知書発送。  |
| 2 月 12 日        | 13 時 10 分から、静岡県共同利用電子入札システムにおいて入札執行した結果、調査基準価格を下回る価格での入札が行われたため、落札を保留した。 |
| 同日              | 施工体制評価項目の審査のため、調査基準価格を下回る価格での入札を行った者に対し追加資料の提出を求めた。                      |
| 2 月 13 日        | 調査基準価格を下回る価格での入札を行った者から、追加資料の提出の意思のない旨を記載した書面が提出される。                     |
| 同日              | 評価値の最も高い、高田機工株式会社 静岡営業所を契約予定者として決定。                                      |





令和 8 年 裾 野 市 議 会 2 月 定 例 会

令和 8 年 3 月 2 3 日 提 出

議 案 書

その 2

目 次

| 議 案 番 号     | 件 名   | ペ ー ジ |
|-------------|---|-------|
| 第 4 1 号 議 案 | 副市長の選任について  | 1     |
| 第 4 2 号 議 案 | 裾野市固定資産評価員の選任について   | 2     |
| 第 4 3 号 議 案 | 監査委員の選任について   | 3     |
| 第 4 4 号 議 案 | 裾野市学習、集会等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて                            | 4     |
| 第 4 5 号 議 案 | 裾野市介護保険条例の一部を改正することについて   | 6     |
| 第 4 6 号 議 案 | 裾野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて                                      | 8     |
| 第 4 7 号 議 案 | 建設工事請負契約の締結について（令和 7～9 年度 都市構造再編集中支援事業 市道 1264 号線橋梁上部工新設工事（富士見橋北橋）） | 1 1   |

個人情報などの公開に適さない情報は、  
記載していません。



## 第41号議案

### 副市長の選任について

次の者を裾野市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年3月23日提出

裾野市長 村 田 悠

### 記

|      |             |
|------|-------------|
| 住 所  | 静岡市         |
| 氏 名  | 赤 堀 健 之     |
| 生年月日 | 昭和40年12月16日 |

### 提案理由

令和8年3月31日付けで副市長の堀越崇志氏が退任することに伴い、令和8年4月1日付けで赤堀健之氏を新たに副市長として選任するものであります。



## 第42号議案

### 裾野市固定資産評価員の選任について

次の者を裾野市固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年3月23日提出

裾野市長 村田 悠

### 記

|      |             |
|------|-------------|
| 住 所  | 静岡市         |
| 氏 名  | 赤堀 健之       |
| 生年月日 | 昭和40年12月16日 |

### 提案理由

令和8年3月31日付けで副市長の堀越崇志氏が固定資産評価員を退任することに伴い、令和8年4月1日付けで赤堀健之氏を新たに選任するものであります。



## 第43号議案

### 監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月23日提出

裾野市長 村 田 悠

### 記

住 所  
氏 名 渡 邊 隆 司  
生年月日

### 提案理由

識見を有する者のうちから選任される監査委員について、任期満了に伴い、令和8年6月10日付けで渡邊隆司氏を新たに選任するものであります。



#### 第 4 4 号議案

裾野市学習、集会等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて

裾野市学習、集会等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 3 日提出

裾野市長 村 田 悠

#### 提案理由

石脇区集会所の整備に伴い、本条例の一部を改正するものであります。



裾野市学習、集会等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

裾野市長

裾野市条例第 号

裾野市学習、集会等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

裾野市学習、集会等供用施設の設置及び管理に関する条例(昭和 57 年裾野市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

|        |                |
|--------|----------------|
| 千福区集会所 | 〃 千福 614 番地の 1 |
|--------|----------------|

」を

「

|        |                |
|--------|----------------|
| 千福区集会所 | 〃 千福 614 番地の 1 |
| 石脇区集会所 | 〃 石脇 252 番地の 2 |

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 2 8 日から施行する。



## 第 4 5 号議案

裾野市介護保険条例の一部を改正することについて

裾野市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 3 日提出

裾野市長 村 田 悠

### 提案理由

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正により、地方税における給与所得控除の見直しに伴う令和 8 年度の保険料率の算定に係る特例が定められることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。



裾野市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

裾野市長

裾野市条例第 号

### 裾野市介護保険条例の一部を改正する条例

裾野市介護保険条例（平成 12 年裾野市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の 2 中「地方税法」の次に「(昭和 25 年法律第 226 号)」を加える。

附則に次の 1 条を加える。

（令和 8 年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

第 1 1 条 第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち令和 7 年度及び令和 8 年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第 2 5 条の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下「みなし課税者」という。）がある場合であつて、そのみなされることにより決定される当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（第 5 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第 2 5 条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第 2 5 条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料を減免する。

2 前項の規定による減免後の令和 8 年度分の保険料の額は、令附則第 2 5 条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

3 第 1 項の規定による保険料の減免は、保険料の納付義務者の申請を要しない。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



## 第 4 6 号議案

裾野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

裾野市消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 3 日提出

裾野市長 村 田 悠

### 提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部改正に伴い、損害補償額の算定の基礎となる補償基礎額等を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。



裾野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

裾野市長

裾野市条例第 号

裾野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

裾野市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年裾野市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 700 円」を「10, 000 円」に改め、同号ただし書中「14, 500 円」を「15, 000 円」に改め、同条第 3 項中「100 円」を「433 円」に改め、「第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 383 円を」を削り、「第 3 号から第 6 号まで」を「第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中

「

| 円      | 円      | 円      |
|--------|--------|--------|
| 12,900 | 13,700 | 14,500 |
| 11,300 | 12,100 | 12,900 |
| 9,700  | 10,500 | 11,300 |

」を

「

| 円      | 円      | 円      |
|--------|--------|--------|
| 13,340 | 14,170 | 15,000 |
| 11,670 | 12,500 | 13,340 |
| 10,000 | 10,840 | 11,670 |

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の裾野市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた裾野市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 第47号議案

建設工事請負契約の締結について

(令和7～9年度 都市構造再編集中支援事業 市道1264号線橋梁上部工  
新設工事(富士見橋北橋))

建設工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年裾野市条例第9号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求め  
る。

令和8年3月23日提出

裾野市長 村田 悠

### 記

- 1 契約の目的 令和7～9年度 都市構造再編集中支援事業  
市道1264号線橋梁上部工新設工事(富士見橋北橋)
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札による契約
- 3 契約金額 301,400,000円  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 27,400,000円
- 4 契約の相手方 静岡県静岡市葵区本通1丁目2番18号  
高田機工株式会社 静岡営業所  
所長 渡邊 良和